

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111

氏 名 グローバルアドバンスメタルジャパン株式会社 会津工場

会津工場長 前田 和哉

電話番号 0242-75-2868

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

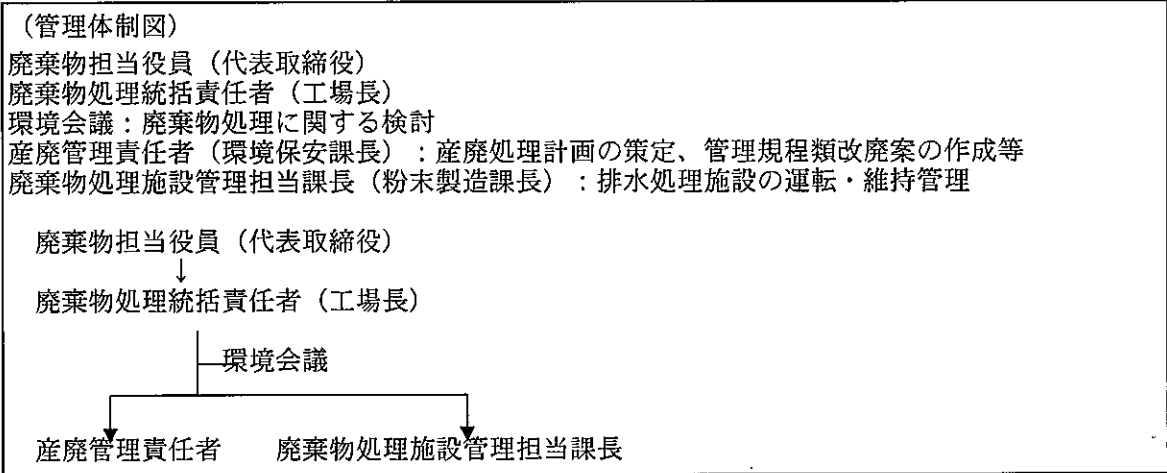
事業場の名称	グローバルアドバンスメタルジャパン株式会社 会津工場
事業場の所在地	福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	中分類 非鉄金属製造業 小分類 非鉄金属第1次製錬・精製業
② 事業の規模	タンタル粉末売上高 131.85億円（令和4年度実績）
③ 従業員数	121名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 無機性汚泥以外 生産現場 → 保管場所 → 最終処分業者へ委託（埋立） ↓ 中間処理業者へ委託（焼却・破碎・中和・脱水・再生利用） 2. 無機性汚泥 排水処理工程 → 白泥脱水処理 → 最終処分業者に委託（埋立） ↓ 汚泥保管場所 ↓ 中間処理業者へ委託（脱水・再資源化）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】 ※別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 「無機性汚泥」ふっ素固定時の石膏過剰供給防止、および中間処理設備 (脱水設備) の適正管理で、汚泥中含水率の低下を図っている。 「廃プラスチック」原材料の包装材料なので発生量抑制は直接出来ていない。 「金属くず」脱酸素剤であり生産量に比例し発生するので取組なし。 「ガラス・陶磁器くず」製品分析工程での繰返し使用を推進している。 「汚泥、がれき類、水銀」スポット発生品の為、取り組みなし。 「蛍光灯、乾電池類」LED蛍光灯を一部採用、長寿命化で発生抑制。	
②計画	【目標】 ※別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 従来活動の継続と再生利用先の拡大を検討する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再生可能品目 (金属くず、ダンボール、紙ドラム、事務用紙) については分別、及び保管区域を設定し、再資源化をしている。 ・環境マネージメントシステムに、分別に関する事項を取込み、協力企業を含む関係者に教育実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化施設等への搬入には適切な分別が不可欠の為、協力企業及び従業員等に対し教育実施を継続し、分別の促進を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「無機性汚泥」 ・再生可能品（汚泥）の比率を上げ、再生処分業者への搬入比率向上を図っている。 ・適宜、処分場監査を行い、適正に処理されているかを確認している。		

②計画	【目標】 ※別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の要求事項を把握・順守する 処分場監査を適宜行ない、適正に処理されているかを確認する。 <p>「無機性汚泥」 現在の処分業者に加え、優良認定処理業者情報が有れば処理委託を検討する。</p>		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

